指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	子ども未来課

１　指定概要

施設概要	名称	稲川児童クラブ	所在地	湯沢市川連町字大関下１１番地４
	設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
指定管理者	名称	社会福祉法人いなかわ福祉会	所在地	湯沢市川連町字平城下14番地３
指定管理業務の内容		昼間労働等で家庭に保護者等の家族のいない小学生を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護するとともに遊びの場を提供し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。 ⑴　放課後児童健全育成事業に関する業務 ⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑶　施設の使用の許可に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和４年４月１日～令和９年３月31日		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 ・市条例等や協定内容に基づく必要な水準を満たす管理運営がなされていると認められる。 ・安全計画及び業務継続計画の見直しをしながら、緊急的な対応に備えた体制整備を実施した。 ・安全計画及び業務継続計画に基づき、施設の安全点検や児童・保護者に対する安全教育及び職員への訓練・研修等を計画的に実施し、クラブだより等で保護者へも周知した。 ・就学前教育・保育施設とも連携しながら、児童の成長段階に応じて適切な支援や援助を行えるよう努めた。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	長寿福祉課

１　指定概要

施設概要	名称	緑風荘	所在地	湯沢市駒形町字八面寺下谷地22番地１
	設置目的	温泉を活用した保養の場及び多世代間の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上並びに健康増進を図るため、温泉保養施設を設置する。		
指定管理者	名称	株式会社サンアメニティ	所在地	東京都北区王子３丁目１９番７号
指定管理業務の内容		（１）　温泉保養施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 （２）　温泉保養施設の使用の許可に関する業務 （３）　温泉保養施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか、温泉保養施設の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和6年8月1日～令和9年3月31日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

・令和７年度の入館者数の目標を57,700人（185人/日）としていたが、51,647人となった。しかし、毎月の「フロの日」やSNSでの周知などを行い、リピーター・新規顧客の確保に努め、令和５年度の入館者数45,946人を超え大幅な増加となっている。
・年間の収支に関しては、リニューアル後の入館者数や年間を通じての経費負担が読みづらかったことに加え、物価高騰などがあり、マイナスに転じてしまっている。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

1　指定概要

施設概要	名称	道の駅おがち小町の郷	所在地	湯沢市小野字橋本90番地
	設置目的	・湯沢市の特産品創出及び産業の振興を図るとともに、伝承文化及び観光資源を広く内外に宣伝することにより、市活性化に寄与することを目的とする。		
指定管理者	名称	(株)小町の郷	所在地	湯沢市小野字橋本90番地
指定管理業務の内容		・道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・地域特産品の販売等による生産物直売施設、食材供給施設及び農産物直売施設の運営業務 ・観光案内等による休憩施設の運営業務 ・道の駅の使用の許可に関する業務 ・道の駅の利用に係る料金に関する業務 ・その他、道の駅の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

2　総合評価

総合評価	A
評価の理由 ・利用者数増に向けたHP・SNSでの周知活動やイベント開催などの実施はもとより、新たな客層の誘客に向けた事業の実施や、インバウンド受入環境の整備等にも積極的に取り組んでいる。利用者数や売り上げも順調に伸びていることから、当該施設の効用を発揮できていると評価できる。 また、管理運営も適切であり評価ができる。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

1　指定概要

施設概要	名称	小町の郷公園	所在地	湯沢市小野字二ツ森、字東古戸及び字小町地内
	設置目的	湯沢市の小野小町伝説を広く内外に紹介し、観光交流人口の増加と地域の活性化を図るとともに、憩いの場として住民の福祉を増進するため		
指定管理者	名称	(株)小町の郷	所在地	湯沢市小野字橋本90番地
指定管理業務の内容		(1)　公園の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2)　公園の使用の許可に関する業務 (3)　公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務 (4)　前３号に掲げるもののほか、公園の管理運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

2　総合評価

総合評価	B

評価の理由

・指定管理者は、当該施設の広大な敷地を適切に管理しており、設置目的である「憩いの場として住民の福祉を増進する」については果たしていると評価できる。今後は「小野小町伝説を広く内外に紹介し、観光交流人口の増加と地域の活性化を図る」という目的の達成に向け、より一層の施設の有効活用への積極的な取り組みが必要である。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

1　指定概要

施設概要	名称	小町の郷観光交流拠点施設	所在地	湯沢市小野字二ッ森149番地2
	設置目的	本市の小野小町伝承及び観光物産資源を広く内外に宣伝するとともに、農産加工品の開発、研修及び販売を通した農業所得の向上を図り、広く市民及び観光客の交流の拠点とするため。		
指定管理者	名称	(株)小町の郷	所在地	湯沢市小野字橋本90番地
指定管理業務の内容		⑴施設及び設備の維持管理に関する業務 ①開館、閉館に関する業務、②建物管理業務、③施設清掃業務、④外溝施設管理業務、⑤空調設備等運転業務 ⑥施設備品・展示品等管理業務、⑦施設・設備の保守点検等管理業務、⑧施設警備業務、⑨危機管理対策 ⑵観光交流センターの運営業務 ⑶農産物直売施設の運営業務 ⑷農産物加工研修センターの運営業務 ⑸施設の使用の許可に関する業務 ⑹施設の利用に係る料金に関する業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

2　総合評価

総合評価	B
評価の理由 ・小野小町伝承を核とした観光物産資源を広く内外に宣伝し、地場産業振興を目指す施設として、指定期間全体を通して施設の管理運営は適正に行われていると評価する。 ・本施設は、「小町の郷・湯沢市」を全国に発信し、当地を訪れる観光交流人口の増加による賑わい創出と合わせて、地場農産物や農産物加工品の開発・販売促進による地場産業振興を目的として設置された施設である。直売所においては、市内全域から募った農産物直売所利用者会の会員約100名が地場農産物や農産物加工品を出店している。また、農産物加工センターにおいては、オープン当初は利用率が低調であったが、現在は利用頻度も多くなり地場産業振興を目指す施設としての役割を果たしていると認められる。 ・本施設が立地するエリアは、小町の郷エリアとして「道の駅おがち」、平成27年4月に供用開始された「小町の郷公園」が配置され、いずれも株式会社小町の郷が指定管理者となっており、一体的な管理により当該エリアの効率的かつ効果的な運営がなされている。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	商工課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市川連漆器伝統工芸館	所在地	湯沢市川連町字大舘中野142番地1
	設置目的	伝統的工芸品産業川連漆器等の保存及び普及を図るとともに、その販売促進の場を提供し、もって産業振興及び地域活性化に寄与する。		
指定管理者	名称	秋田県漆器工業協同組合	所在地	湯沢市川連町字大舘中野142番地1
指定管理業務の内容		（１）施設の管理運営業務 （２）施設の維持管理業務 （３）伝統産業に従事する人材育成及び地域の伝統産業の振興に関する業務 （４）広報活動に関する業務 （５）その他、産業支援施設の設置目的を達成するために必要な業務		
指定期間		令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（５年間）		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

施設の運営管理業務、維持管理業務については、いずれも基本協定書、要求水準書に定めるとおり適正に行われているものと認められる。自主事業である販売展示フロアでの地場産品の販売等については、恒例となっている月に１度のセールや季節ごとの企画展等の取り組みにより、来館者数は対前年比12%増加している。従事者の応対が良かった、館内の管理が行き届いているとの声が多く寄せられており高く評価できる。引き続き、創意工夫を凝らしてサービスの向上に努めていただきたい。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	商工課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市産業支援センター	所在地	湯沢市川連町字大舘中野19番地
	設置目的	湯沢市における地域産業の育成と振興及び産業従事者への支援事業を行い、本市の地域産業の発展に資することを目的とする。		
指定管理者	名称	秋田県漆器工業協同組合	所在地	湯沢市川連町字大舘中野142番地1
指定管理業務の内容		（１）施設の管理運営業務 （２）施設の維持管理業務 （３）伝統産業に従事する人材育成及び地域の伝統産業の振興に関する業務 （４）広報活動に関する業務 （５）その他、産業支援施設の設置目的を達成するために必要な業務		
指定期間		令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（５年間）		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

施設の運営管理業務、維持管理業務については、いずれも基本協定書、要求水準書に定めるとおり適正に行われている。地場産業事業者の木材等加工施設としての役割のほか、後継者育成のための事業や小学生を対象とした木工教室が開催されており、地場産業の普及と技術の承継に寄与していると認められる。引き続き、適正な管理運営業務を継続してもらいたい。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	生涯学習課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市稲川交流スポーツエリア他３施設	所在地	湯沢市川連町字大舘中野８７番地１
	設置目的	市民の健康づくり及びスポーツの普及振興並びに市民の福祉の増進を図ることを目的とする。		
指定管理者	名称	チャレンジスポーツクラブいなかわ	所在地	湯沢市川連町字大舘中野８７番地１
指定管理業務の内容		施設：稲川交流スポーツエリア、稲川体育館、稲川野球場、稲川陸上競技場 (1)施設の管理運営業務　(2)施設の維持管理業務　(3)スポーツの普及振興に関する業務 (4)広報活動に関する業務　(5)その他必要な業務		
指定期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		

２　総合評価

総合評価	C

評価の理由

雇用環境の変化等により運営面で厳しい情勢であったと推察されますが、全体的な収支および施設運営を概ね安定・健全に推移させた点は評価できる。
一方で、人員確保の苦慮から一部の事務において滞りが生じた点は明確な課題です。
全体としては良好に管理されているからこそ、次年度は執行体制の立て直しと事務の確実性を最優先に、さらなる信頼性の高い施設管理に努めていただくことを期待したい。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	生涯学習課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設（３施設）	所在地	湯沢市字沖鶴103番地１、湯沢市横堀字白銀町49番地１
	設置目的	⑴湯沢文化会館　市民の教養の向上、地域文化に対する意識の高揚及び情報発信機能の振興を図る。 ⑵雄勝文化会館　市民の教養の向上並びに生涯学習活動及び芸術文化活動を推進し、地域文化に対する意識の高揚並びに情報発信機能の振興に寄与する。 ⑶文化交流センター　市民の教養の向上及び文化の振興、各種団体の学習、研修等の活動を通じた生涯学習及び相互の交流促進に寄与する。		
指定管理者	名称	湯沢市社会教育施設マネジメントグループ	所在地	湯沢市柳町二丁目１番44号
指定管理業務の内容		⑴湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑵湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターの使用の許可に関する業務 ⑶湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務 ⑷湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターを利用する市民等の利便性を向上させるために必要な業務 ⑸前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務		
指定期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 ・リニューアルオープンした湯沢文化会館内のスペース活用について、来館者に配慮した工夫がみられた。 ・年度初期において、職員間の情報共有や報告文書の不足がみられた。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	農林課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬水稲育苗施設	所在地	湯沢市皆瀬字野中64番地1
	設置目的	地域内での水稲苗の安定供給により、山村における水田営農の確立と農業生産力の維持、向上及び農業経営の安定を図る。		
指定管理者	名称	有限会社　皆瀬村活性化センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処106番地
指定管理業務の内容		(1)水稲育苗施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2)水稲苗の生産及び販売による水稲育苗施設の運営業務 (3)前2号に掲げるもののほか、水稲育苗施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 自主的な活動がなされている。また、提出書類も定期的に提出されており、事務体制に問題はなく、引き続き適正な管理をお願いしたい。 また、当該施設は地域内での水稲苗の安定供給により、山村における水田営農の確立と農業生産力の維持、向上及び農業経営の安定を図るために一定の効果を期待でき、自立した運営もなされている。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	農林課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬米穀乾燥調製施設	所在地	湯沢市皆瀬字野中76番地1
	設置目的	地域内で収穫された米穀の安定乾燥調製により、山村における水田営農の確立、農業生産力の維持及び向上並びに農業経営の安定を図る。		
指定管理者	名称	有限会社　皆瀬村活性化センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処106番地
指定管理業務の内容		(1)乾燥調製施設の利用決定 (2)乾燥調製施設の施設及び設備の維持及び管理 (3)利用料金の収受 (4)前3号の業務に付随する業務		
指定期間		令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 自主的な活動がなされている。また、提出書類も定期的に提出されており、事務体制に問題はなく、引き続き適正な管理をお願いしたい。 また、当該施設は地域内で収穫された米穀の安定乾燥調製により、山村における水田営農の確立と農業生産力の維持、向上及び農業経営の安定を図るために一定の効果を期待できるが、利用者が増えないことや同地域内に集落営農組合が運営するライスセセンターが複数存在すること、施設の老朽化による修繕等の維持管理が多額であること、などが今後の課題となっている。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	農林課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬農産物処理加工直売施設（かえで庵）	所在地	湯沢市皆瀬字野中76番地1
	設置目的	地域内農産物を処理又は加工し、直売を通じて販売促進を図り、農業生産規模の拡大及び農家の所得の向上を目指す。		
指定管理者	名称	有限会社　皆瀬村活性化センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処106番地
指定管理業務の内容		(1)加工直売施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2)農産物加工品の生産及び販売による加工直売施設の運営業務 (3)加工直売施設の使用の許可に関する業務 (4)加工直売施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 (5)前各号に掲げるもののほか、加工直売施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 提出書類が定期的に提出されており、事務体制に問題はなく、引き続き適正な管理を期待するものの、早急な従業員確保と売上を向上させる取組が求められる。 かえで庵は、地域内農産物の消費を促進し、農業生産規模の拡大及び農家の所得向上のため、一定の効果が期待される施設である。 一方で、施設の売上高が伸び悩んでいることは、今後の課題である。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬森林総合利用施設	所在地	湯沢市皆瀬字新処地内
	設置目的	森林の有するレクリエーション機能の高度発揮と林業従事者の就労促進、所得の増大等により林業従事者の定住促進を図るため		
指定管理者	名称	有限会社　皆瀬村活性化センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処106番地
指定管理業務の内容		(1) 施設の維持及び管理に関すること (2) 施設の使用許可に関すること (3) 利用料金の収受に関すること (4) 前号に掲げる業務に付随する業務に関すること		
指定期間		令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで		

２　総合評価

総合評価	C
評価の理由 施設管理、人材育成及び情報発信の意識が稀薄であり、売上が伸び悩んでいる一因と考えられる。 施設の老朽化対応を含めて、今後、効率的な管理運営のあり方について検討が必要である。 施設利用者へのアンケート結果等に対する改善案の作成及び実施が改善目標である。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬交流センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処地内
	設置目的	地域連帯意識の高揚と、各種団体の学習、研修、相互交流の場などの拠点の場とするため		
指定管理者	名称	有限会社　皆瀬村活性化センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処106番地
指定管理業務の内容		(1) 施設の維持及び管理に関すること (2) 施設の使用許可に関すること (3) 利用料金の収受に関すること (4) 前号に掲げる業務に付随する業務に関すること		
指定期間		令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで		

２　総合評価

総合評価	C

評価の理由

施設管理、人材育成及び情報発信の意識が稀薄であり、売上が伸び悩んでいる一因と考えられる。
施設の老朽化対応を含めて、今後、効率的な管理運営のあり方について検討が必要である。
施設利用者へのアンケート結果等に対する改善案の作成及び実施が改善目標である。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

1　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬自然活用施設	所在地	湯沢市皆瀬字新処地内
	設置目的	若者の安定した就業機会の確保と魅力あるふるさとづくりを目指すため		
指定管理者	名称	有限会社　皆瀬村活性化センター	所在地	湯沢市皆瀬字新処106番地
指定管理業務の内容		(1) 施設の維持及び管理に関すること (2) 施設の使用許可に関すること (3) 利用料金の収受に関すること (4) 前号に掲げる業務に付随する業務に関すること		
指定期間		令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで		

2　総合評価

総合評価	C
評価の理由 施設管理、人材育成及び情報発信の意識が稀薄であり、売上が伸び悩んでいる一因と考えられる。 施設の老朽化対応を含めて、今後、効率的な管理運営のあり方について検討が必要である。 施設利用者へのアンケート結果等に対する改善案の作成及び実施が改善目標である。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	長寿福祉課

１　指定概要

施設概要	名称	ほっと館	所在地	湯沢市下院内字田用橋８４番地
	設置目的	温泉を活用した保養の場及び多世代間の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上並びに健康増進を図るため、温泉保養施設を設置する。		
指定管理者	名称	湯沢市雄勝観光協会	所在地	湯沢市横堀字小田中５番地２
指定管理業務の内容		（１）　温泉保養施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 （２）　温泉保養施設の使用の許可に関する業務 （３）　温泉保養施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか、温泉保養施設の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和5年4月1日～令和8年3月31日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

・令和５年度から利用時間や休館日など通常の運営方法に変更し、基本的な運営が出来ている。
・アンケート結果から約８割の方が「非常に丁寧」・「丁寧」との意見があり接客マナーの徹底など努力がうかがえる。
・モニタリングチェックの結果からも施設自体は古いが丁寧に掃除等が行き届いており、施設や設備の維持管理も手引きを参考に徹底した管理がなされている。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	生涯学習課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市雄勝スポーツセンター	所在地	湯沢市秋ノ宮字中島365番地
	設置目的	市民の健康づくり及びスポーツ・レクリエーションの普及振興を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
指定管理者	名称	ＮＰＯ法人こまちハート・オブ・ゴールド	所在地	湯沢市秋ノ宮字中島365番地
指定管理業務の内容		（１）雄勝スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務 （２）雄勝スポーツセンターの使用の許可に関する業務 （３）雄勝スポーツセンターの利用に係る料金の徴収、減免に関する業務 （４）雄勝スポーツセンターの運営に関する業務のうち、市民の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和７年４月１日～令和12年３月３１日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

廃校施設（遊休施設）を活用し、スポーツや文化事業、介護・福祉部門など幅広い事業を展開して地域の拠点施設としての中核を担っている。令和5年度からは、スポーツを通じた企業の「健康経営コンサルティングサポート事業」や、高校生を対象とした介護予防実習の受け入れなど、新規事業にも着手した。これらの活動が認められ、県内外から先進地視察の依頼を受けるなど、極めて高い評価と信頼を得ている。
また、アリーナのLED化工事において施工業者および利用者との適切な連絡調整を行い、円滑な施工に寄与したほか、秋ノ宮地区センターの移転協議にも緊密に協力している。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	雄勝総合支所

１　指定概要

施設概要	名称	横堀交流センター	所在地	湯沢市横堀字小田中５番地２
	設置目的	地域における住民の生活環境向上のための参加協働のまちづくりの推進、地域の文化及び歴史の伝承、学習、健康増進等の活動を通じた相互の交流促進に寄与する。		
指定管理者	名称	横堀地域づくり協議会	所在地	湯沢市横堀字小田中５番地２
指定管理業務の内容		（１）管理施設及び設備の維持管理に関する業務 （２）管理施設の使用許可に関する業務 （３）管理施設の利用に係る料金に関する業務 （４）前３号に掲げるもののほか、管理施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

令和７年度は学童保育の移転統合があり、それに伴い利用件数・利用者数ともわずかに減少傾向になっています。ただ、例年であれば冬季間の利用が極端に落ち込むようですが、今年度はそれほどの落ち込みは見られなかったようです。要因としては、施設利用が広く認知されてきたことと、オンライン予約を利用し、地域外からの利用が拡大し施設のリピーターが増えていること、音楽室を利用した吹奏楽の練習やヨガ教室の開催などが考えられます。今後は、これまでの取り組みを継続しつつ様々な工夫を凝らして現役世代の取り込みを行ない利用拡大を図ることで利用料収入の増収に繋げていただきたい。
また、移動式のピザ窯を活用し若年層の参加を呼び込み、地域の賑わい創出に繋げている点は評価できる。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

１　指定概要

施設概要	名称	小安峡温泉総合案内拠点施設	所在地	湯沢市皆瀬字湯元５番地１
	設置目的	小安峡温泉その他市内の観光及び物産に関する情報を提供することにより、観光振興及び地域活性化に寄与するため。		
指定管理者	名称	一般社団法人湯沢市観光物産協会	所在地	湯沢市柳町二丁目１番44号
指定管理業務の内容		・小安峡温泉総合案内拠点施設の設備及び施設の維持管理に関する業務 ・小安峡温泉総合案内拠点施設の施設運営に関する業務（観光案内等） ・その他、小安峡温泉総合案内拠点施設の運営に関する業務のうち市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和７年４月１日から令和12年３月31日まで		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 ・利用者への親切、丁寧な対応及び観光情報の発信を積極的に行っており、評価できる。 ・施設維持管理に関して、工夫しながら経費削減を図るなどしており、評価できる。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	子ども未来課

１　指定概要

施設概要	名称	雄勝児童クラブ	所在地	湯沢市横堀字板橋68番地1
	設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
指定管理者	名称	社会福祉法人広済会	所在地	湯沢市前森二丁目5番16号
指定管理業務の内容		昼間労働等で家庭に保護者等の家族のいない小学生を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護するとともに遊びの場を提供し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。 ⑴　放課後児童健全育成事業に関する業務 ⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑶　施設の使用の許可に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和７年４月１日～令和11年３月31日		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 ・市条例等や協定内容に基づく必要な水準を満たす管理運営がなされていると認められる。 ・保護者会役員会での話題・要望についての対応策をクラブだよりで保護者に共有する等、利用者の意見を管理運営に反映させている。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	子ども未来課

１　指定概要

施設概要	名称	三関・須川児童クラブ	所在地	湯沢市関口字堀量68番地
	設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
指定管理者	名称	学校法人中川学園	所在地	湯沢市愛宕町二丁目１番16号
指定管理業務の内容		昼間労働等で家庭に保護者等の家族のいない小学生を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護するとともに遊びの場を提供し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。 ⑴　放課後児童健全育成事業に関する業務 ⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑶　施設の使用の許可に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和７年４月１日～令和11年３月31日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

市条例等や協定内容に基づく必要な水準を満たす管理運営がなされていると認められる。
土曜日、長期休み期間は午前７時30分からの開所に対応し保護者が就労しやすい環境を維持している。
季節に応じた行事を計画し、行事の際に希望者へお弁当（昼食）の手配する等工夫が見られる。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	農林課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬地熱利用農産加工所	所在地	湯沢市皆瀬字小湯ノ上4番地
	設置目的	地熱熱水を利用し、市の産業振興を図り、農業意欲の高揚及び農業所得の向上に寄与する		
指定管理者	名称	皆瀬農産加工所利用組合	所在地	湯沢市皆瀬字小湯ノ上4番地
指定管理業務の内容		(1)　農産加工所の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2)　農産加工所の使用の許可に関する業務 (3)　農産加工所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 (4)　前3号に掲げるもののほか、農産加工所の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 自主的な活動がされており、特に問題はない。 昭和56年設置の施設で老朽化は否めないが、引き続き適正な管理をお願いしたい。 利用料金の改定に向けて試行的な見直しを実施しており、利用者への周知を含め令和８年度での改定に向けた準備が進んでいる。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	農林課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市皆瀬農業技術開発研究施設（あぐり館）	所在地	湯沢市皆瀬字新処97番地2
	設置目的	農家女性及び高齢者の労力軽減等を図りながら、農林産物の流通及び農林産加工品の開発研究並びに販売の促進に資する		
指定管理者	名称	皆瀬特産品開発研究会	所在地	湯沢市皆瀬字新処97番地2
指定管理業務の内容		(1)　農産加工品の開発 (2)　開発研究施設の施設及び設備の維持及び管理 (3)　利用料金の収受 (4)　前3号の業務に付随する業務		
指定期間		令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）		

２　総合評価

総合評価	A
評価の理由 自主的な活動がなされており、特に問題はない。 引き続き適正な管理をお願いしたい。 売上げを伸ばす一方で経費を削減し、これまで赤字が続いていた収支を黒字に転換させることに成功した。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	観光・ジオパーク振興課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市稲庭城	所在地	湯沢市稲庭町字古舘前平50番地
	設置目的	教育文化の向上と観光振興を推進し、市の活性化を図るため。		
指定管理者	名称	一般社団法人湯沢市観光物産協会	所在地	湯沢市柳町二丁目１番44号
指定管理業務の内容		・稲庭城の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・稲庭城の使用の許可に関する業務 ・稲庭城の利用に係る料金に関する業務 ・その他、稲庭城の運営に関する業務のうち市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和３年４月１日から令和８年３月31日まで		

２　総合評価

総合評価	B
評価の理由 施設設備や経理状況について問題なく管理されている。 熊などの影響により、昨年より来館者は減少したが一定の水準を保てている。 しかし、特別展などの誘客を目的とした自主事業を積極的に行っているわけではないため、改善の必要性を感じる。	

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	子ども未来課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市岩崎児童クラブ	所在地	湯沢市岩崎字寝連沢１番地10
	設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
指定管理者	名称	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会	所在地	湯沢市古館町４番５号
指定管理業務の内容		昼間労働等で家庭に保護者等の家族のいない小学生を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護するとともに遊びの場を提供し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。 ⑴　放課後児童健全育成事業に関する業務 ⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑶　施設の使用の許可に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

・市条例等や協定内容に基づく必要な水準を満たす管理運営がなされていると認められる。
・安全計画及び業務継続計画や各種マニュアルを整備し、緊急的な対応に備えている。
・安全計画及び業務継続計画に基づく施設の安全点検や研修を実施している。
・児童の成長段階に応じて適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員の資質向上に継続して努めている。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	子ども未来課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢南児童クラブ	所在地	湯沢市千石町二丁目４番８号
	設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
指定管理者	名称	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会	所在地	湯沢市古館町４番５号
指定管理業務の内容		昼間労働等で家庭に保護者等の家族のいない小学生を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護するとともに遊びの場を提供し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。 ⑴　放課後児童健全育成事業に関する業務 ⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑶　施設の使用の許可に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

・市条例等や協定内容に基づく必要な水準を満たす管理運営がなされていると認められるが、手法については改善の余地がある。
・安全計画及び業務継続計画や各種マニュアルを整備し、緊急的な対応に備えている。
・安全計画及び業務継続計画に基づく施設の安全点検や研修を実施している。
・児童の成長段階に応じて適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員の資質向上に継続して努めている。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	子ども未来課

１　指定概要

施設概要	名称	祝田児童クラブ	所在地	湯沢市字祝田154番地１
	設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
指定管理者	名称	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会	所在地	湯沢市古館町４番５号
指定管理業務の内容		昼間労働等で家庭に保護者等の家族のいない小学生を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護するとともに遊びの場を提供し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。 ⑴　放課後児童健全育成事業に関する業務 ⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑶　施設の使用の許可に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

・市条例等や協定内容に基づく必要な水準を満たす管理運営がなされていると認められる。
・安全計画及び業務継続計画や各種マニュアルを整備し、緊急的な対応に備えている。
・安全計画及び業務継続計画に基づく施設の安全点検や研修を実施している。
・児童の成長段階に応じて適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員の資質向上に継続して努めている。

指定管理者制度導入結果に関する評価票（令和７年度）

所管課	生涯学習課

１　指定概要

施設概要	名称	湯沢市総合体育館等スポーツ施設（5施設）	所在地	湯沢市字沖鶴140番地
	設置目的	管理施設（湯沢市総合体育館、健康ドーム、湯沢市Ｂ＆Ｇ海洋センター、ヘルシーパーク、河川敷運動広場松ノ木グラウンド） スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に資することを目的とする。		
指定管理者	名称	NPO法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ	所在地	湯沢市字沖鶴140番地
指定管理業務の内容		(1)施設の使用許可、使用の制限及び使用許可の取消し等に係る業務　(2)利用料金に関する業務　(3)施設の管理に係る業務 (4)施設の維持管理に係る業務　(5)施設の運営に係る業務　(6)スポーツの普及振興に係る業務　(7)市との連絡調整 (8)広報に関する業務　(9)その他必要な業務		
指定期間		令和５年４月１日から令和８年３月31日まで		

２　総合評価

総合評価	B

評価の理由

施設管理３年目であり、施設管理・事業実施とスムーズに行うことができた。前年度課題であった点についても改善に取り組んでおり評価できる。
前年度に開設したホームページやSNSによる情報発信を更に強化しの効果もあり、利用者数の増加に努めた。また、前年度同様に自主事業としてｅスポーツフェスタ（提案型補助金活用）の開催など、施設の賑わい創出にも貢献した。
令和７年９月の公募を経て、令和８年度からの５か年も指定管理者として決定しており、引き続き利用者の満足向上に努めていただきたい。